

報 告 第 4 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ422千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 630	千円 Δ422	千円 208
1 繰 入 金		627	Δ419	208
	1 一般会計繰入金	627	Δ419	208
2 繰 越 金		1	Δ1	0
	1 繰 越 金	1	Δ1	0
3 諸 収 入		2	Δ2	0
	1 県預金利子	1	Δ1	0
	2 雑 入	1	Δ1	0
歳 入 合 計		20,630	Δ422	20,208

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 630	千円 Δ422	千円 208
1 農林水産業費		630	Δ422	208
	1 林 業 費	630	Δ422	208
歳 出 合 計		20,630	Δ422	20,208